

# 令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会  
令和5年度 事業計画書

## I 基本方針

障害者差別解消法の施行によって、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すという考え方が浸透してきている今、障害者が共に生きることを実感できる社会になるには、多くの方々の理解と具体的な行動の積み重ねが必要であり、障害があることで気づくことや、その気づきを大切に育てていくことのできる社会が共に生きる社会へとつながっていくものと考えます。

私たちが目指す社会は、すべての人の人権と尊厳が守られ、自己選択・自己決定による自立した暮らしの実現と、障害に対する社会的障壁が取り除かれた共生社会である。障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が当たり前のこととして受け入れられ、それを定着させることが求められており、障害者差別解消法を社会に浸透させることが私たち障害者団体としての役割であると認識し、これからの活動につなげていくことが重要である。

当法人は、この基本方針を踏まえ、障害者支援施設の経営をはじめとした各種の社会福祉事業を新型コロナウイルス等の感染症対策等に十分な配慮をしながら実施することによって、引き続き障害者の権利と尊厳が重んぜられる社会の実現とその浸透を目指し、県内市町村身体障害者協会との強い連携のもと、更なる活動の強化と充実を図るものとする。

### 事業推進の重点目標

- 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの利用者様に対して、日常生活の介護や就労のための支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図る。
- 2 障害者の自立更生の環境づくりに努めるとともに、社会参加の促進を図る。
- 3 市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図り、地域福祉の推進に貢献する。
- 4 サービス管理責任者等の人材育成事業を推進し、県内事業所における障害福祉サービスの充実に寄与する。
- 5 身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者を包括した各種障害福祉事業の推進を図る。

## II 運営計画

当法人の運営のため次の会議等を開催する。

- 1 評議員会 (2回)
- 2 理事会 (5回)
- 3 正副会長会議 (5回)
- 4 評議員選任・解任委員会 (1回)
- 5 監査 (1回)

### Ⅲ 事業計画

#### 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の急激な変化等に伴い福祉施設の経営は、きわめて厳しい状況にあるが、障害者の尊厳と社会参加の実現を基本理念に、個人の尊厳に基づく自立支援の確立と障害者自らが創る自由でいきいきとした生活空間の実現に向け、コスト管理等による一層の経営の効率化の基に、利用者様のニーズに沿った適切な個別支援計画に基づいて適切な障害福祉サービスの提供を行う。

(詳細は7ページに記載)

#### 2 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

利用者様がより豊かで満ち足りた生活を送ることができるよう利用者の皆様の要望やその有する能力及び適性に応じるとともに、利用者様の心身の状況や置かれている環境等に配慮し、充実した障害福祉サービスを受けられるようきめ細やかな相談支援を行う。

(詳細は14ページに記載)

#### 3 コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活を支援し、障害のある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障害者が将来とも地域で安心して暮らすことができる居住支援の拠点として、共同生活援助事業所(短期入所併設)を運営することにより、適切な障害福祉サービスの提供を行う。

(詳細は15ページに記載)

#### 4 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業の実施

##### (1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催

県協会の主要事業の説明や市町村協会の活動についての情報交換等を行う。

①開催時期 6月(予定)

②開催場所 秋田県社会福祉会館(秋田市)

##### (2) 会報「身障秋田」の発行

会報を通じて市町村協会会員や関係団体等に主要事業等の情報提供や経営上の計算書類等を開示する。(令和5年8月と令和6年1月の2回発行)

##### (3) 「友活交流会」の開催

創作に関心のある障害のある方や、同じような悩みを抱える友人を作りたい方々を対象に、友活交流会を開催することで、障害を持つ県民同士の交流の場を設け、社会参加の機会を増やすとともに、当法人が実施する各種事業への参加の促進を図る。

①開催時期 5月、8月、11月(予定)

②開催場所 あきた芸術劇場ミルハス研修室(秋田市)ほか(予定)

③実施内容 絵画教室、写真教室ほか

##### (4) その他の事業

- ①身体障害者ジパング倶楽部に関する事務
- ②秋田県障害者スポーツ協会が実施する事業への協力

## 5 受託事業の実施

### (1) 障害者県地域生活支援事業

#### ①日常生活支援

##### (ア) オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用等について正しい知識を付与し、また、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずることにより、その社会復帰を促進する。

##### ○対象者

- ・ストマ用装具の装着者

##### ○実施内容

- ・県内4地区において、装具、器具の使用法と選択法やストマクリニックを実施するとともに、社会生活上の基本的事項に関する相談に対応する。

##### (イ) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する。

##### ○対象者

- ・喉頭を摘出した音声機能障害者
- ・音声機能障害者の発声訓練に熱意を有する者

##### ○実施内容

- ・発声訓練会の開催（食道発声訓練、各種相談、人工喉頭又は電気発声機による発声訓練等）
- ・第36回北日本ブロック指導者研修会への派遣（仙台市）

#### ②社会参加支援

##### (ア) 秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

##### ○実施内容

- ・社会参加推進協議会の設置及び運営
- ・障害者の社会参加に向けた各種事業の実施

#### ③特別促進事業

##### (ア) 筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー者に対して、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。

##### ○実施内容（年1回）

- ・検診、医療講話、医療相談

#### (イ) 身体障害者更生相談事業

身体障害者の更生のために必要な各種相談に応じ、適切な指導、助言を行い、身体障害者福祉の増進を図る。

##### ○実施内容

- ・秋田県心身障害者総合福祉センターに専門相談員（1名）を配置し、各種相談に対応する。

##### ○相談内容

- ・一般相談、介護相談、法律相談、医療相談、住環境に関する相談、結婚相談、その他

#### (ウ) 身体障害者福祉活動推進事業

身体障害者のための障害者県地域生活支援事業を企画、推進する福祉活動推進員を配置する。

##### ○設置場所

- ・（福）秋田県身体障害者福祉協会

##### ○業務内容

- ・各種障害者のための地域生活支援事業の企画、推進業務
- ・障害者団体の育成等

#### (エ) 第41回秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与する。

○開催時期 7月20日（木）

○開催場所 あきた芸術劇場ミルハス（秋田市）

○開催内容 秋田県知事表彰、秋田県身体障害者福祉協会会長表彰、公演、体験発表、大会宣言

## (2) 障害者差別解消推進事業

### ①障害者差別解消推進事業

#### (ア) 専門相談機関設置事業

障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、常設の相談窓口を設置するとともに、弁護士による専門相談を行うほか、県及び市町村の相談窓口への支援等を行う。

（「障害者110番」の機能は従来通りとし、障害者差別に関する相談機能の拡充を図る。）

##### ○常設相談窓口の設置

- ・開設日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）
- ・開設時間 9：00～16：00
- ・専門相談員1名の配置

##### ○専門相談日（弁護士相談）の設置

- ・開設日 偶数月第3火曜日（全6回）

- ・開設時間 13:00～15:00

○紛争解決のための調査補助等

- ・あっせんの申立てがあった場合に、事実の確認調査に関する補助を行う。

○相談対応職員への指導・助言

- ・地域相談窓口（県地域振興局福祉環境部、市町村等）職員への指導助言、職員研修等でのサポート

②障害者理解促進事業

（ア）小中学生を対象とした出前講座や体験教室等の実施

障害のある方などが講師として県内各地の小中学校及び義務教育学校に出向き、講話や障害疑似体験等を行うことで、小中学生と障害者との交流を図るとともに、障害及び障害者への理解を深める。

○対象者

- ・県内の小中学校の児童・生徒、教員等（25校で実施予定）

○事業内容

- ・出前講座や体験教室等の実施（派遣団体 秋田県車いす連合会、秋田県盲導犬使用者の会、秋田県視覚障害者福祉協会、秋田県点字図書館）
- ・小中学校及び派遣団体との調整
- ・事業実施小中学校へのアンケート調査の実施

③障害者社会参加等促進事業

（ア）障害者のためのレクリエーション等開催事業

障害者と障害のない者が共にレクリエーション活動等に参加することができる機会を提供することにより、障害者の社会参加の促進及び相互交流の促進を図る。

○事業内容

- ・車いす使用者のためのレクリエーション開催事業  
運動会、ゲートボール大会、講演会等の開催
- ・障害者のための軽スポーツレクリエーション大会開催事業  
開催時期 8月26日（土）  
開催場所 秋田県社会福祉会館  
実施競技 「ボッチャ競技」ほか

（3）芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動への参加を通して、障害者と障害のない者の交流を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進、県民に対しては障害及び障害者への理解促進を図る。

- ・「第23回心いきいき芸術・文化祭」の開催

①開催時期 11月9日（木）・10日（金）・11日（土）（予定）

②開催場所 秋田市にぎわい交流館あう・秋田県立美術館

③実施内容

- (ア) 会議の開催（実行委員会 3 回、小委員会 3 回、障害者芸術福祉展審査委員会 1 回）
  - (イ) 広報活動（ポスター、チラシ、県広報紙・新聞への掲載など）
  - (ウ) 心いきいき芸術・文化祭の開催
    - オープニングセレモニー（採用テーマ紹介、テープカットなど）
    - 講演
    - パフォーマンスステージ（障害のある個人やグループが歌や踊りを披露）
    - 障害者芸術福祉展（障害のある方々が制作した美術工芸作品の展示と全作品をバーチャルツアー方式によるインターネットでの公開）
    - 製品販売（障害者団体や福祉事業所等で制作した手工芸品・菓子・野菜等の販売）
    - 障害者疑似体験コーナー（疑似体験を通し、障害のある人とない人との交流を図ることにより、県民の障害に対する理解を深める）
    - エンディングセレモニー（障害者芸術福祉展入賞作品の紹介・表彰式など）

#### (4) サービス管理責任者等養成研修事業

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を目的として、サービス管理責任者等の資格を新たに取得するための基礎研修及び有資格者を対象とした更新研修と実践研修を実施する。

##### ①指導者養成研修への派遣

(ア) 9 月、国立リハビリテーションセンター（埼玉県）（予定）

##### ②基礎研修

(ア) 11 月（2 日間：2 回開催）、秋田県社会福祉会館（集合研修）又は、オンライン研修

(イ) 講義 サービス管理責任者等の基本的役割と福祉サービス提供のプロセスについて

(ウ) 演習 福祉サービス提供プロセスの管理に関する演習

##### ③更新研修

(ア) 9 月（1 日：2 回開催）、秋田県社会福祉会館（集合研修）又は、オンライン研修

(イ) 講義 障害福祉・児童福祉施策の最近の動向

(ウ) 演習 障害福祉サービス提供の自己検証

##### ④実践研修

(ア) 10 月（2 日間：1 回開催予定）、秋田県社会福祉会館（集合研修）

(イ) 講義 障害福祉施策等に関する講義

(ウ) 講義及び演習

- ・サービス提供に関する講義及び演習
- ・人材育成の手法に関する講義及び演習
- ・多職種・地域連携に関する講義及び演習

##### ⑤秋田県指導者・ファシリテーター養成研修への派遣

- ・ 8月、秋田市（予定）

## 6 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

本施設の基本理念及び基本方針に基づき、障害を持つ利用者様のニーズに沿った個別支援計画を作成し、利用者様が自立した日常生活及び社会生活を送れるよう支援し、新型コロナウイルス感染症等の感染対策に最大限注意を払いながら、より豊かで安全・安心で充実した日々を過ごせる事業所を目指し、令和5年度の事業を次のとおり実施する。

### (1) 事業推進の重点目標

#### ①生活介護支援事業の充実

利用者様個々のニーズに添った個別支援計画を作成し、モニタリングを充実し、利用者様のサービス利用満足度調査を実施するなど、日中、夜間における生活支援や身体介護等のきめ細かな福祉サービスの提供を行う。

また、利用者様の生活の楽しみが増すようにレクリエーション活動を実施するとともに、身体機能低下防止のためリハビリテーションを積極的に取り入れ、理学療法士の継続的指導により、充実した生活リハビリテーションに向け必要な援助を行う。

#### ②就労支援事業の更なる活性化

障害者優先調達推進法及び共同受注の積極的活用と、営業活動の強化を図り、工賃向上に向けた取組みを行う。官公需受注にむけて、営業力強化を図ることにより、地域経済の低迷による売上高の下降に歯止めをかけ、適正な価格設定と経費の削減を図り、利用者工賃向上の実現及び利用者様の処遇の向上に取り組む。

#### ③各種感染症への予防

新型コロナウイルス等の各種感染症対策については、施設内での感染予防を最大限徹底注意を払い、感染発生時には関係機関との連携を図るとともに、対応マニュアルに基づき利用者様及び職員の健康を守る。

### (2) 事業及び定員

- |             |     |            |
|-------------|-----|------------|
| ①施設入所支援事業   | 定員数 | 48名（現員44名） |
| ②生活介護支援事業   | 定員数 | 40名（現員40名） |
| ③就労継続支援事業B型 | 定員数 | 40名（現員31名） |

### (3) 職員配置

職員	職員数※	担当業務
所長	1（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内の総括、苦情解決責任者、会計責任者</li> <li>・ 事業経理区分の予算・決算事務の調整</li> <li>・ 事業計画、事業実績報告書の作成事務の調整</li> </ul>
サービス管理責任者	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者様の個別支援計画、アセスメント、利用計画原案、モニタリング等</li> <li>・ 相談業務及び記録等の確認と調整 （生活支援事業1名、就労支援事業1名）</li> </ul>



事務員	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経理区分の予算・決算の事務処理及び金銭の出納・利用料の請求・精算業務</li> <li>・職員の給与、福利厚生等業務</li> <li>・施設設備、営繕管理及び防災避難、利用者支援</li> </ul>
生活支援員	16(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護支援及び日常生活支援・相談業務</li> </ul>
職業指導員	7(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業支援及び指導・製品管理・営業販売・相談業務</li> </ul>
看護師	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者様及び職員の健康管理</li> <li>・利用者様のリハビリテーションマネジメント業務</li> </ul>
栄養士	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者様の栄養マネジメント作成・管理</li> <li>・利用者様の給食献立の作成・管理</li> </ul>
調理員	5(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食業務の実施</li> </ul>
嘱託医	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者様の検診・医務相談</li> </ul>
作業療法士	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション(委託)</li> </ul>
合計	40 (23)	

※職員数欄の(内数)は、嘱託職員、非常勤職員(医師)及びパート等職員数

#### (4) 事業概要

##### ①施設入所支援事業

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、入所者様が安全で安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間、休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援、日常生活の相談及び助言等を行う。

##### ②生活介護支援事業

(ア) 快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄及び食事等の介助及び、支援を行う。

(イ) 新型コロナ感染対策等を行いながら、生活的リハビリテーションとして、創作活動や訓練活動の機会を提供する。

(ウ) 生活のリズムに変化をもたらし、楽しみが増すようにレクリエーション活動を行う。

(エ) 利用者様のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、適切な支援を提供する。

(オ) 理学療法士や看護師との連携を密にして、個々の身体機能の状態や精神状態等を把握しながらリハビリテーションマネジメントを進める。

(カ) 身体機能の向上に伴う低栄養状態の防止等と栄養改善を徹底するため、栄養ケア・マネジメントの活用を進める。

(キ) 咀嚼や嚥下機能の低下予防と機能回復を図るためお口の体操を励行する。

(ク) 特殊浴槽を有効活用し、利用者様及び職員の身体的負担の軽減を図る。

(ケ) 年度当初に年間行事日程を告知し、計画的で楽しみのある生活環境づくりに努め

る。

(コ) 祝日、土・日曜日及びお盆、年末年始（6日間）は原則休日とする。

(サ) 事業実施時間は午前9時から午後3時までとし、通所利用者の送迎を行う。

### ③ 就労支援事業（就労継続支援事業B型）

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策等を行いながら、安全かつ安心な就労活動の機会を提供する。

(イ) 就労の機会を提供するとともに、技術向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に進める。

(ウ) ハローワーク等の就労援助機関との連携を進め、県内の障害者求人情報の積極的情報提供に努める。また、利用者様の一般就労に向けた訓練や就職相談を行い、支援の充実に努める。

(エ) 利用者様が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う。

(オ) 利用者様の就労能力向上のために、所内外において各種研修を行い、仕事に対する意欲の醸成と技術の向上に努める。

(カ) 適正な納入価格設定と経費削減により、収益率の向上を図る。

(キ) 安定工賃の計画に沿った売上目標を定め、目標工賃達成指導員を配置して営業に力を注ぐとともに、安定した受注量・仕事量の確保に努め、利用者が働く喜びを実感できる工賃の給付の実現に努める。

(ク) 官公需受注のために、発注情報の収集に努めるなど、積極的な営業活動を展開する。

(ケ) 売上目標額は、5,560万円とする。

### (5) 給食

(ア) 日々の食事が美味しく、満喫できるよう、選択食や四季の郷土食・行事食等を、適温で家庭的な雰囲気の中で提供する。

(イ) 誤嚥、むせ込み等がみられる利用者様が安心、安全に食事ができるよう、食形態や食事内容の改善を図る。

(ウ) エネルギー量、栄養量、塩分量の基準値を基に調理した食事提供と栄養アセスメントにより、生活習慣病や低栄養の予防と、健康の維持と増進に努める。

(エ) 個別支援計画を参考に管理栄養士による栄養ケア・マネジメント計画を作成し、食生活における質の向上と支援の充実に努める。

(オ) 食前の手洗いとうがいを徹底し、食中毒及び感染症の予防対策を図る。

(カ) 調理員の健康管理（健康観察、検便）及び衛生管理（手洗い、清潔な服装、着替え）を徹底し、集団食中毒及び感染症予防対策に万全を期する。

(キ) 厨房内の衛生管理（食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、害虫等の駆除・消毒）に万全を期する。

### (6) 医療と健康管理

- (ア) 利用者様の健康管理を確実にを行い、現病状の悪化防止に努める。
  - (イ) 生活機能の改善及び悪化の防止のため、リハビリテーションマネジメントを行う。
  - (ウ) 定期通院の徹底、内服管理、治療食の提供を行うとともに、関係医療機関との連携に努める。
  - (エ) 体重、体温・血圧・脈拍・酸素飽和度等を定期的に行い、疾病の早期発見、早期治療に努める。
  - (オ) 利用者様及び職員の定期健康診断を行い、疾病の早期発見に努める。
  - (カ) 嘱託医による診察及び健康相談の計画的な実施。
  - (キ) 口腔機能低下防止のため、口の体操を行う。
  - (ク) 利用者様が適切な病識を持ち、積極的に治療に専念できるように情報提供や支援を行う。
  - (ケ) 協力医療機関の歯科医師による健診と衛生指導を行う。
  - (コ) 感染症におけるマニュアルを職員に周知し、徹底した衛生管理を行う。
  - (サ) 新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザワクチン等の予防接種を利用者様及び職員で行う。
  - (シ) 新型コロナウイルス感染の疑いを早期発見し対応する為、利用者様及び職員の検温、体調観察を行うとともに、マニュアルの徹底を図るように必要な訓練を行い、適時、抗原検査がスムーズに出来るように配慮する。
- (7) 生活環境の整備
- (ア) 新型コロナ感染対策等のため、施設内の換気や消毒を行う。
  - (イ) 衛生面に常に注意を払い、感染予防のための機器を有効に活用し、清潔で明るく・安全な環境で生活できるよう支援を行う。
  - (ウ) 寝具のシーツ・カバー類は定期的に交換し、枕、掛布団、パット等は定期及びその都度適切に交換を行う。
  - (エ) 清掃を毎日行うとともに、汚れが目立つ場所や大掛かりな清掃になる所については、定期的・計画的に清掃を行い、快適で衛生的な空間の維持に努める。
  - (オ) 入浴支援は安全確保のため支援員2名以上で介助を行い、身体の清潔の保持に努めるとともに、レジネオラ菌検査（年1回）を行い、感染予防の徹底を図る。
  - (カ) 高齢障害者、重度障害者の移乗時における負担軽減と安心感の醸成、職員の腰痛対策及び負担軽減のために、移乗ロボットや介護リフトや特別浴槽を積極的に活用する。
- (8) 防災・防犯対策
- ①防災対策
- (ア) 防災対策委員会で防災管理について協議し、計画に基づき緊急時における職員の行動規範の周知徹底を図る。
  - (イ) 防災については、常時の災害防止、特に火災予防の徹底を図る。
  - (ウ) 建物の火気取締責任者等を定め、責任体制を明らかにする。
  - (エ) 消防設備・避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検及び自主点検

を行う。

(オ) 災害に備え、3日分の食事や水の備蓄や、ライフラインの確保を図るため、設備の保守管理に努める。

(カ) 地域関係団体（下北手地区振興会、地区社協、民児協、町内会等）及び地域ボランティアと災害時における協力体制の確立を図り、緊急時に備える。

## ②防犯対策

(ア) 現状を点検し、リスクの把握に努める。

(イ) 防犯用設備の整備・点検を計画的に行う。

(ウ) 防犯に関する職員対応マニュアルにより、訓練や研修を通じて防犯意識の周知に努める。

(エ) 施設周辺における不審者等の情報収集に努める。

(オ) 関係機関や地域住民等との協力・連携に努める。

## ③避難訓練等

(ア) 緊急時に迅速な行動ができるよう、非常災害発生時を想定した訓練を年3回行う。

(イ) 災害時における避難場所、避難通路、方向等をわかりやすく表示し、利用者の皆様と職員に周知する。

(ウ) 災害時における職員対応マニュアルにより、訓練を通じた周知を行い、利用者様の安全、安心の確保に努める。

## (9) 苦情解決と情報公開

### ①苦情解決について

(ア) 投書箱の設置、毎朝の朝礼会、利用者自治会組織の支援、行事等を通じた家族会との交流等を通じて利用者の皆様と家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易で確実に伝わる環境作りに努める。

(イ) 苦情、要望については、「苦情解決規程」に添って解決を図る。利用者の皆様の意思及びその結果については、個人のプライバシーに係る事項を除き全利用者様に確実に情報を伝え、周知を図る。

(ウ) 苦情第三者委員会を定期的開催し、苦情の報告及び苦情解決策に至る方法・結果について適切な指導、意見を求め、適正な運営と情報公開に努める。

### ②情報公開について

・ホームページによる施設紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、施設関係者、関係諸機関及び地域社会へ活動内容を発信し、施設運営及び障害者福祉への協力、理解に努める。

## (10) 虐待防止の徹底

(ア) 利用者様に安全で安心できる障害福祉サービスを提供するために、虐待防止確立マニュアルに基づき、職員研修等必要な措置を行う。

(イ) 利用者様の人権擁護、虐待防止のため責任者を定め、虐待防止委員会を定期的開催するとともに、必要な虐待防止体制の確立に努める。

- (ウ) 職員等に対する研修を充実し、虐待防止のための啓発・普及に努める。
- (エ) 施設内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に努める。
- (オ) 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の啓発活動に積極的に取り組む。

(1 1) リスクマネジメント

- (ア) 利用者様の安全確保とサービスの質の向上を目指す活動として、リスクマネジメントを取り入れ、契約制度における事故や紛争の発生を未然に防ぐとともに、福祉サービスの質の向上に資する。
- (イ) 契約制度における利用者の皆様に対する安全配慮義務や法令の遵守、基本的な法務の対応等について、研修等を通じて理解を深め、利用者様の安全確保や適切な補償ができる体制を構築し、施設経営の安定的、継続的な運営に資する。
- (ウ) 事業毎にヒヤリハット事例の報告体制を構築し、利用者様本位の対策を深め、組織としての事故防止、情報公開に取り組み、職員、利用者様・家族等の意思疎通をスムーズに進められるように努める。

(1 2) 地域連携の推進

- (ア) 小学生、中学生、大学生などの福祉体験学習の受入れを行い、障害者福祉に対する地域住民の理解を深める。
- (イ) 施設の会議室等の貸出や視察者等を受け入れ、地域社会の福祉拠点となるように努める。
- (ウ) 地区振興会、地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会等の活動に協力し、地域福祉の向上やボランティアの育成に努める。
- (エ) 地域行事への利用者様の参加、施設行事への住民参加や招待等の交流を通じて、障害者、障害者福祉及び施設への理解に努める。
- (オ) 地域の社会資源としての役割（災害時避難施設）を果たすため、市町村や関係機関と連携のうえ、災害時の緊急避難的な障害者の受入れを行うとともに、必要な備品の充実を図る。

(1 3) 1日、1週間、1年間のプログラム表

- (ア) 利用者様の一日の日課（事業毎）
- (イ) 利用者様の一週間の日課（事業毎）
- (ウ) 会議、部会、委員会の予定（令和5年度年間行事予定表）
- (エ) 年間行事予定（ 同上 ）
- (オ) 健康管理（定期健康診断）（ 同上 ）
- (カ) 防災訓練（避難訓練）（ 同上 ）
- (キ) 防犯訓練（ 同上 ）

(1 4) 会議及び委員会

①会議

- (ア) 朝・夕の申し送り会：夜勤、宿日直者の申し送り事項、日毎の業務、行事の連絡、報告及び利用者様の状況等の確認と周知を図る。

- (イ) 職員会議 : 勤務体制、行事予定、研修、作業、利用者様の状況等の報告及び業務の周知徹底を図る。
- (ウ) 支援部会 : 生活介護支援、就労継続B型および栄養士等のカフェレンスをを行い、利用者様に対する支援サービスの充実を図る。
- (エ) 所内研修会 : 最新の福祉情報の提供とOJTによる人材育成の場として、職員のキャリア構築、スキルの習得及び資質向上のために研修会を開催する。
- (オ) ケア会議 : 生活支援、就労支援、地域生活支援課が一同にて利用者様への支援サービスの充実を図るためカンファレンスを開催し、利用者様への支援の方向性を確認する。

## ②委員会

- (ア) 防災対策委員会 : 防災管理について年度毎の計画書を作成し、これに基づき緊急時における職員の行動規範の周知徹底を図り、災害防止に努める。
- (イ) 広報委員会 : 機関紙「翔陽」の発行について企画し、紙面の発行を行い、ホームページの更新を行う。
- (ウ) 交通安全委員会 : 交通事故防止のために事故防止計画を企画・立案し、交通ルールの遵守、安全運転意識の向上及び事故防止に繋げる。
- (エ) 健康委員会 : 感染症予防対策、衛生管理などについて取り組み、利用者の皆様及び職員の健康維持、増進を図る。
- (オ) 給食委員会 : 給食業務における利用者様への支援の改善、円滑化を図る。
- (カ) 環境美化委員会 : 草花の植栽や廊下、壁の装飾など、施設内外の環境の整備と美化を図る。
- (キ) 親睦会運営委員会 : 職員間の融和と親睦を図るため、親睦会及び研修の企画を行う。
- (ク) 研修委員会 : 制度改革等の福祉情報の提供、職員のキャリア構築・スキルアップのためのOJT・OFFJT・社内研修等の企画を行う。
- (ケ) 苦情受付委員会 : 利用者様等からの苦情を適切に解決し、手続き等の透明性を確保するため、その処理方法等の体制の整備や改善を図る。
- (コ) 虐待防止委員会 : 職員による利用者様への虐待を防止し、適切な障害福祉サービスを提供するための体制を構築する。
- (サ) リスクマネジメント委員会 : 施設内外における利用者様の事故防止を図り、利用者様の日常生活の質の向上と生活環境の整備を図る。
- (シ) 感染症対策委員会 : 感染予防に関する啓発・情報収集・環境整備を推進し、感染予防対策に取り組んでいく。

## (15) 設備・機器の導入

- (ア) 印刷作業の製版機・紙折り機入れ替え
- (イ) 軍手編み機入れ替え

- (ウ) 作業棟ストーブ入れ替え
- (エ) 居室等コール増設
- (オ) 電動ベット導入
- (カ) 厨房用食器更新
- (キ) 変圧器入れ替え
- (ク) 居室の個室化の推進

## 7 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

地域の様々なサービス資源や、保健・医療・福祉・教育・就労等をはじめとする様々な領域のサービスを使いながら、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう計画相談支援を行うため、令和5年度の事業を次のとおり実施する。

### (1) 事業概要及び人員

- (ア) 事業 指定特定相談支援事業（計画作成担当）
- (イ) 人員 管理者1名（常勤・兼務）、相談支援専門員2名（常勤、専任）

### (2) 事業内容

- (ア) 障害者の自立した生活を支え、障害による課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントをきめこまやかに行う。
- (イ) 生活全般に関わる相談支援、助言等
- (ウ) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (エ) サービス等利用計画作成
- (オ) 訪問によるモニタリング

### (3) 対象者

身体及び知的障害者（ただし、18歳未満の者を除く）

### (4) 内容

- (ア) 支給決定時（サービス利用支援）  
支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成する。  
支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成をする。
- (イ) 支給決定後（継続サービス利用支援）  
厚生労働省令で定める期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。
- (ウ) サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に関わる申請の勧奨をする。

### (5) 営業日及び営業時間

- (ア) 営業日 月曜日～金曜日（ただし、土、日、祝日並びにお盆期間、年末年始期間は除く。）
- (イ) 営業時間 午前9時～午後5時までとする。
- (ウ) 事業の実施区域 通常の事業の実施区域は秋田市内全域とする。（ただし、依頼の内容によっては区域外の場合も受け付けることがある。）

(6) 相談支援専門員の研修

- ・相談支援専門員の資質向上のための研修を実施するとともに、業務の執行体制について検証、改善を行う。

(7) その他

- (ア) 事業における利用予定計画を立て、効率的な運営と利用者様のサービス利用に停滞が生じないように努める。
- (イ) 当事業所の事業の利用状況及び地域他事業所の利用状況等の情報収集並びに分析と事業充実に向けた検討、見直しを行う。
- (ウ) 秋田市障がい者総合支援協議会等と連携し、他機関との協力体制を構築し、必要な情報収集を行い相談ニーズに沿った事業の充実資する。
- (エ) 秋田市における「地域生活支援拠点等」として、緊急時対応等について行政や他事業所との連携を図る。

8 コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

障害者総合支援法に基づく共同生活援助及び短期入所事業として、障害を持つ利用者様のニーズに沿った個別支援計画に基づき、障害を持つ方が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中、共同で自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援し、より豊かで安心・安全に、そして充実した日々が過ごせる事業所を目指し、令和5年度の事業を次のとおり実施する。

(1) 事業推進の重点目標

(ア) 提供する福祉サービスの充実

利用者様個々のニーズに沿った個別支援計画を作成し、モニタリングを充実し、利用者様の豊かで生き甲斐のある生活に向けた支援とサービス提供に取り組む。また、夜間、休日における生活支援や身体介護等のきめ細かな福祉サービスの提供を行う。

(イ) 地域生活支援の充実

障害者の生活を地域全体で支えあうための秋田市における地域生活支援拠点として、グループホームの体験利用や夜間・休日等における短期入所の緊急時受入などの体制を整え、地域生活支援の充実に努める。

(2) 事業及び定員

- |            |     |    |     |     |
|------------|-----|----|-----|-----|
| (ア) 共同生活援助 | 定員数 | 8名 | (現員 | 7名) |
| (イ) 短期入所   | 定員数 | 2名 | (現員 | 0名) |

(3) 職員配置

①共同生活援助

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (ア) 管理者       | 1名        |
| (イ) サービス管理責任者 | 1名 (兼務1名) |
| (ウ) 生活支援員     | 2名 (兼務2名) |
| (エ) 世話人       | 4名 (兼務1名) |
| (オ) 事務員       | 1名 (兼務1名) |



(カ) 夜間支援従事者 8名(兼務8名)

②短期入所

(ア) 管理者 1名(兼務1名)

(イ) サービス管理責任者 1名(兼務1名)

(ウ) 生活支援員 2名(兼務2名)

(エ) 世話人 4名(兼務4名)

(オ) 事務員 1名(兼務1名)

(4) 事業概要

①共同生活援助

(ア) 利用者様が安全で安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間、休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援、日常生活の相談及び助言等を行う。

(イ) 快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄及び食事等の介助及び支援を行う。

(ウ) 利用者様のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、適切な支援を提供する。

(エ) 利用者様が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(オ) 地域との結び付きを重視し、関係する市町村や他の指定障害福祉サービス事業者等と密接な連携を図る。

(カ) 一時的な利用が必要と認められる利用者様に対して、体験利用の機会を設けるなど必要なサービス提供を行う。

②短期入所

(ア) 利用者様又はその家族の緊急時における宿泊を伴う支援を提供する。

(イ) 利用者様の身体その他の状況及び置かれている社会環境に応じた入浴や排せつ、食事の介護等必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(ウ) 地域との結び付きを重視し、関係する市町村や他の指定障害福祉サービス事業者等と密接な連携を図る。

(5) 給食

(ア) 日々の食事が美味しく、満喫できるよう、適温で家庭的な雰囲気の中で提供する。

(イ) 食前の手洗い、うがいを励行し、食中毒及び感染症予防の徹底を図る。

(ウ) 調理員の健康管理(健康体、検便)及び衛生管理(手洗い、清潔な服装、着替え)を徹底し、集団食中毒及び感染症予防に万全を期する。

(エ) 調理場の衛生管理(食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、害虫等の駆除・消毒)に万全を期する。

(6) 医療と健康管理

(ア) 定期通院の徹底、内服管理、治療食の提供を行うとともに、関係医療機関との連携に努める。

(イ) 体重、血圧測定等を定期的に行い、疾病の早期発見、早期治療に努める。

- (ウ) 利用者様及び職員の定期健康診断を行い、疾病の早期発見に努める。
  - (エ) 利用者様が適切な病識を持って、積極的に治療に専念できるように情報提供や支援を行う。
  - (オ) 感染症におけるマニュアルを職員に周知し、徹底した衛生管理を行う。
  - (カ) 新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザワクチン等の予防接種を利用者様及び職員で行う。
- (7) 生活環境の整備
- (ア) 衛生面に常に注意を払い、感染予防のための機器を有効に活用し、清潔で明るく・安全な環境で生活できるよう支援を行う。
  - (イ) 寝具のシーツ・カバー類は定期に交換し、枕、掛布団、パット等は定期及びその都度汚れ具合を見て交換を行う。
  - (ウ) 清掃を毎日行うとともに、居室、廊下などの共通部分のワックス掛けを定期的・計画的に行い、快適で衛生的な空間の維持に努める。
- (8) 防災・防犯対策
- ①防災対策
- (ア) 防災管理について協議し、計画書に基づき緊急時における職員の行動規範の周知徹底を図る。
  - (イ) 防災については、常時の災害防止、特に火災予防の徹底を図る。
  - (ウ) 建物の防火管理者等を定め、責任体制を明らかにする。
  - (エ) 消防設備、避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検及び自主点検を行う。
  - (オ) 災害に備え、最低3日分の食事や水の備蓄や、ライフラインの確保を図るため、設備の保守管理に努める。
  - (カ) 災害時の地域ボランティア育成に努める。
  - (キ) 地域関係団体（広面地区振興会、地区社協、民児協、町内会等）及び地域ボランティアと災害時における協力体制の確立を図り、緊急時に備える。
- ②防犯対策
- (ア) 現状を点検し、リスクの把握に努める。
  - (イ) 防犯用設備の整備・点検を計画的に行う。
  - (ウ) 防犯に関する職員対応マニュアルにより、訓練や研修を通じて防犯意識の周知に努める。
  - (エ) 施設周辺における不審者等の情報収集に努める。
  - (オ) 関係機関や地域住民等との協力・連携に努める。
- ③避難訓練等
- (ア) 緊急時に迅速な行動ができるよう、非常災害発生時を想定した訓練を年3回行う。
  - (イ) 災害時における避難場所、避難通路、方向等をわかりやすく表示し利用者様及び職員に周知する。
  - (ウ) 災害時における職員対応マニュアルにより、訓練を通じた周知を行い、利用者様

の安全、安心の確保に努める。

## (9) 苦情解決と情報公開

### ①苦情解決について

- (ア) 投書箱の設置を行い、利用者様や家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易で確実に伝わる環境作りに努める。
- (イ) 苦情、要望については、苦情解決規程に沿って解決を図る。利用者様の意思及びその結果については、個人のプライバシーに係る事項を除き全ての利用者様に確実に情報を伝え、周知を図る。
- (ウ) 苦情第三者委員会を定期的で開催し、苦情の報告及び苦情解決策に至る方法・結果について適切な指導、意見を求め、適正な運営と情報公開に努める。

### ②情報公開について

- ・ホームページによる事業部紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、施設関係者、関係諸機関及び地域社会へ活動内容を発信し、施設運営及び障害者福祉への協力、理解に努める。

## (10) 虐待防止の徹底

- (ア) 利用者様に安全で安心できる障害福祉サービスを提供するために、虐待防止マニュアルに基づき、職員研修等の必要な措置を行う。
- (イ) 利用者様の人権擁護、虐待防止のため、責任者を定め、虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、必要な虐待防止体制の確立に努める。
- (ウ) 職員等に対する研修を充実し、虐待防止のための啓発・普及に努める。
- (エ) 施設内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に努める。
- (オ) 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の実践に努める。

## (11) リスクマネジメント

- (ア) 利用者様の安全確保とサービスの質の向上を目指す活動として、リスクマネジメントを取り入れ、契約制度における事故や紛争の発生を未然に防ぐとともに、福祉サービスの質の向上に資する。
- (イ) 契約制度における利用者様に対する安全配慮義務や法令の遵守、基本的な法務の対応等について、研修等を通じて理解を深め、利用者の皆様の安全確保や適切な補償ができる体制を構築し、施設経営の安定的、継続的な運営に資する。
- (ウ) ヒヤリハット事例の報告体制を構築し、利用者様本位の対策と利用者理解を深め組織としての事故防止、情報公開に取り組み、職員、利用者様・家族等の意思疎通をスムーズに進められるように努める。

## (12) 地域連携の推進

- (ア) 地区振興会、地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会等の活動に協力し、地域福祉の向上やボランティアの育成に努める。
- (イ) 地域行事への利用者参加、施設行事への住民参加や招待等の交流を通じて、障害者、障害者福祉及び施設への理解に努める。

(ウ) 地域の社会資源としての役割を果たすため、市町村や関係機関と連携のうえ、災害時の緊急避難的な障害者の受入れを行うとともに必要な備品の充実を図る。

(13) 会議及び委員会（一部、障害者支援施設秋田ワークセンターと合同で実施）

① 会議

(ア) 朝・夕の申送り会：宿直者の申送り事項、日毎の業務、行事の連絡、報告及び利用者様の状況等の確認・周知を図る。

(イ) 職員会議：勤務体制、行事予定、研修、利用者様の状況等の報告及び業務の周知徹底を図る。

(ウ) 所内研修会：最新の福祉情報の提供とOJTによる人材育成の場として、職員のキャリア構築、スキルの習得及び資質向上のために研修会を開催する。

② 委員会

(ア) 防災対策委員会：防災管理について年度毎の計画書を作成し、これに基づき緊急時における職員の行動規範の周知徹底を図り、災害防止に努める。

(イ) 広報委員会：機関紙「翔陽」の発行について企画し、紙面の発行を行い、ホームページの更新を行う。

(ウ) 交通安全委員会：交通事故防止のために事故防止計画を企画・立案し、交通ルールの遵守、安全運転意識の向上及び事故防止に繋げる。

(エ) 健康委員会：感染症予防対策、衛生管理などについて取り組み、利用者様及び職員の健康維持、増進を図る。

(オ) 給食委員会：給食業務における利用者様に対する支援の改善、円滑化を図る。

(カ) 環境美化委員会：草花の植栽や廊下、壁の装飾など、施設内外の環境の整備と美化を図る。

(キ) 親睦会運営委員会：職員間の融和と親睦を図るため、親睦会及び研修の企画を行う。

(ク) 研修委員会：制度改革等の福祉情報の提供、職員のキャリア構築・スキルアップのためのOJT・OFFJT・社内研修等の企画を行う。

(ケ) 苦情受付委員会：利用者様等からの苦情を適切に解決し、手続き等の透明性を確保するため、その処理方法等の体制の整備や改善を図る。

(コ) 虐待防止委員会：職員による利用者様への虐待を防止し、適切な障害福祉サービスを提供するための体制を構築する。

(サ) リスクマネジメント委員会：施設内外における利用者様の事故防止を図り、利用者様の日常生活の質の向上と生活環境の整備を図る。

(シ) ケア会議：生活支援、就労支援、地域生活支援課が一同にて利用者の皆様への支援サービスの充実を図るためカンファレンスを開催し、利用者様に対する支援の方向性を確認する。